

## 茅ヶ崎市空家等対策計画の計画策定について

## 1 協議事項

- ア 茅ヶ崎市空家等対策計画（平成 29 年 4 月策定）の見直し時期を先送りし、その時期を令和 4 年度とすること。
- イ アの対応に伴い、現計画期間（平成 29 年度～令和 2 年度）を 2 年延伸し、平成 29 年度～令和 4 年度とすること。

## 【提案理由】

現在の茅ヶ崎市総合計画は、平成 23 年度から令和 2 年度となり、本来であれば今年度に令和 3 年度～令和 7 年度の前期計画を策定する予定でした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の歳入の根幹をなす税収等の大幅な減少が予測され、その規模や期間の見通しを立てることが難しいことから、計画策定を 2 年間延期し、令和 4 年度としています。

このことを受けて、本計画の見直し時期の先送り及び現計画期間を 2 年間延伸し平成 29 年度～令和 4 年度とすることについて、提案するものです。

## 2 今後の進め方

## ア 協議会

令和 2 年度（上期）

- ・ 本計画の見直し時期の変更（令和 2 年度 → 令和 4 年度）
- ・ 計画期間の延伸（平成 29 年度～令和 2 年度 → 平成 29 年度～令和 4 年度）



- ・ 本計画の一部改訂を行い、対外的に公表

令和 2 年度（下期）～令和 3 年度

- ・ 空家等対策計画の施策推進（令和 2 年度及び令和 3 年度）

令和 4 年度

- ・ 計画の見直し
- ・ 計画の施策推進

## 3 計画継続の必要性

- ・ 社会情勢（人口減少・世帯減少・高齢化）の変化に伴い、空き家の増加が見込まれる。
- ・ 令和元年度茅ヶ崎市空き家実態調査において、前回（平成 27 年度）調査に比べ、空き家（一戸建て）が増加している。
- ・ 空き家の適正管理に関する情報提供・相談が増加している。
- ・ 財源確保のツール（「空家等対策計画」の策定及び「空家等対策推進協議会」の設置が必須）

#### 4 計画策定の経緯

ア 計画名及び策定期間

茅ヶ崎市空家等対策計画（H29.4策定）

イ 策定理由等

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）が施行され、生命、身体または財産の保護、生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進する体制が整ったことを契機に、法第6条1項に基づき計画策定し、同法第7条に基づく協議会（茅ヶ崎市空家等対策推進協議会）を組織しています。

また、計画期間は、総務省の住宅・土地統計調査等の関連統計や、「神奈川県住生活基本計画」、「茅ヶ崎市総合計画」等の関連諸計画との整合を図るため、令和2年度までとしました。

ウ 関連法令

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）  
（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に即して、空き家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。